

逗子市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民票の写し等が不正取得されたときにおける、本人への通知等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する次に掲げる証明書等をいう。
 - ア 住民票の写し(消除及び改製されたものを含む。)
 - イ 住民票記載事項証明書
 - ウ 戸籍の附票の写し(消除及び改製されたものを含む。)
 - エ 戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍一部事項証明書(それぞれ除かれたものを含む。)
 - オ 戸籍謄抄本(除かれたもの及び改製されたものを含む。)
 - カ 戸籍に記載した事項に関する証明書(除かれたものを含む。)
 - キ 戸籍届出書の記載事項証明書
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。
- (3) 本人 住民票の写し等に係る交付請求書(職務上請求書を含む。以下「交付請求書」という。)に交付請求対象者として記載された者(その者の法定代理人を含む。)をいう。
- (4) 特定事務受任者 弁護士(弁護士法人を含む。)、司法書士(司法書士法人を含む。)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)、税理士(税理士法人を含む。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)、弁理士(特許業務法人を含む。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む。)をいう。
- (5) 職務上請求書 特定事務受任者の所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

(本人への通知)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人に当該不正取得の事実

を通知するものとする。ただし、不正取得された住民票の写し等に係る交付請求書が保存年限を経過し廃棄されているとき又は死亡その他の理由により本人に通知できないときは、この限りでない。

- (1) 住民票の写し等を取得した者が、住基法第47条第2号又は戸籍法第133条若しくは第134条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになったとき。
- (2) 国又は県その他関係機関からの通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得した事実が明らかになったとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項本文の規定にかかわらず、本人が当該住民票の写し等の不正取得の事実を知り得ている場合は、通知しないことができる。

(通知の方法)

第4条 前条第1項の規定による通知は、住民票の写し等の不正取得に係る通知書（別記様式）により行うものとする。

2 前項の通知書により通知する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 請求対象者の氏名
- (2) 請求の住所又は戸籍の表示（本籍及び筆頭者）
- (3) 請求の種別及び通数
- (4) 利用目的又は事由に関する事項
- (5) 交付年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

(通知後の対応)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による通知を受けた本人から、不正取得に係る相談があったときは、必要な情報を適宜提供し、支援するものとする。

(不正取得した者の所属団体への改善要請)

第6条 市長は、住民票の写し等を不正取得した者が特定事務受任者であるときは、当該特定事務受任者が所属する団体に対し、必要に応じて再発防止への取組を要請するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様

逗子市長

回

住民票の写し等の不正取得に係る通知書

このたび、住民基本台帳法又は戸籍法の規定により交付した次の証明等について、不正取得によるものであることが判明しましたので、逗子市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱第3条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1	請求対象者の 氏 名	
2	請求の住所 又は戸籍の表示	
3	請求の種別 及び通数	
4	利用目的又は事 由に関する事項	
5	交付年月日	
摘 要 欄		